

議案第68号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表中

「

昭和 24	警察公舎	善光寺町2062番地	木造杉皮葺平家建 棟 50㎡	1 4戸
35	東河原疎開	上小河原町1156番地	木造セメント瓦葺平家 建 1戸 28.05 ㎡	1戸
37	後屋	後屋町1番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18㎡	20戸
38	古上条	古上条町189番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18㎡	20戸
39	後屋第二	後屋町525番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18㎡	19戸

を

「

昭和 35	東河原疎開	上小河原町1156番地	木造セメント瓦葺平家 建 1戸 28.05	1戸
----------	-------	-------------	--------------------------	----

			m ²		に
37	後屋	後屋町1番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18m ²	20戸	」

改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

提案理由

老朽化した市営住宅を廃止するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。